## 告 示

## 埼玉県告示第七百八十一号

が ることとされた改正前の土壌汚染対策法第七条第 三十年埼玉県告示第百九十号により指定した土壌汚染対策法 (平成二十九年法律第三十三号) 指示を受けて 土壤汚染対策法 いる区域の指定を次のとおり全部解除する。 (平成 十四年法律第五十三号) 附則第二条第一 項 の 第六条第四項 \_ 項の規定 規定に に ょ  $\mathcal{O}$ ŋ ょ \_  $\mathcal{O}$ 規定に な 部 ŋ を改正する 土 お従 地  $\mathcal{O}$ 前 ょ 所 ŋ  $\mathcal{O}$ 有者等 例 る に 法律 平成 ょ

令和三年六月二十五日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 要措置区域としての指定を解除する区域

別 図  $\mathcal{O}$ と お り ( 埼 玉 一県東松 山 市 神 明 町 丁 目千六百二十七 番 \_  $\mathcal{O}$ \_\_ 部、 千 八 百

八十八番六の一部及び五千五百十四番一の一部)

 $\mathcal{O}$ 基準に 土壤汚染対策法施行 適合 してい な 規則 か 0 た特定有害物質 平 成 十四年 環 の種類 境省令第二十九号) 第三十 条第 項

ク ロム 化合物、 テト ・ラク 口 口 エチレ ン及びト IJ ク 口 口 工 チ ン

二 講じられた指示措置等

基準不適合土壌の掘削による除去及び原位置浄化

